

平成 27 年

総務産経常任委員会会議録

平成 27 年 6 月 19 日

田 上 町 議 会

平成27年第3回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成27年6月19日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高取正人君 | 6番 | 椿一春君 |
| 2番 | 笹川修一君 | 8番 | 熊倉正治君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 5番 | 今井幸代君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 14番 小池真一郎君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 地域整備課長 | 土田 覚 |
| 副町長 | 小日向 至 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 少子化対策推進係長 | 泉田 健一 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 中野 幸作
- 書記 渡辺 真夜子
- 8 傍聴人
- 議会議員 小嶋 謙一
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第36号 田上町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第37号 田上町個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第38号 田上町国営土地改良事業負担金徴収条例の廃止について
- 議案第39号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について中
第1表 歳入
第1表 歳出の内

- 1 款 議会費
- 2 款 総務費（1 項）
- 6 款 農林水産業費
- 7 款 商工費
- 8 款 土木費

議案第 4 0 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について

議案第 4 2 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について

請願第 2 号 TPP 交渉に関する請願について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 皆さんおはようございます。それでは、これから総務産経常任委員会の付託案件審査を行いたいと思います。

梅雨になって、まだ梅雨入りはしていませんが、なかなか雨が降らなくて、ちょっと湿り気が欲しいなというような感じでございますが、これから審査をお願いをしたいと思います。

最初に、町長のほうからご挨拶をお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めておはようございます。先ほど委員長のお話のように、16日の本会議で付託をしました議案についての審議をよろしく申し上げます。新しいメンバーでの審議は初めてでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

実は、今日新聞等で報道されましたように、きのう突然県のほうから整備課長のほうに旧農協のスタンドのところでベンゼンが出たと。農協が検査したようであります。定期的に検査しているそうですが、そういう結果が出て、井戸を使っている方があの近辺に6人の方がおられるということでありましたので、水の供給とかいろんなことを町のほうでやりました。この後整備課長のほうから詳しく説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上であります。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、今日の審査の予定でございますが、午前中には終わっていききたいなというふうに委員長は思っております。それで付託議案6件でございますけれども、これの討論、採決まで終わりましたら、今ほど町長申し上げている農協の関係のお話を少しさせてもらいたいということでもありますので、話を聞きたいというふうに思います。終わりましたら、少し休憩をとって請願が1件ございますので、委員の皆さんはそのまま残ってもらいたいと思います。請願の審査を最後に行いたいと思います。

あと小嶋議員のほうから傍聴の申し出がありますので、許可してございます。

それでは審査に入りたいと思いますが、最初に条例の関係、総務課と産業振興課分かれておりますが、3件一括でお願いをしたいと思っておりますので、説明お願いします。

総務課長（今井 薫君） 改めましておはようございます。それでは、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号ということで、町の手数料条例の一部改正でございます。4ページのほうを見ていただくとすぐわかるのでございますけれども、条例の別表にこの2つを追加するというので、社会保障・税番号制度に係る個人番号を通知する通知カードの再交付の手数料と、個人番号カードの再交付の手数料の関係でございます。

ご存じのとおり、マイナンバー法の絡みでございますが、これがまだ皆さんの手元に届くのは10月に入ってからになります、なくした場合、紛失した場合とか消失した場合、再発行しますよという部分での手数料でございます。ご存じのとおり、今ほど申し上げたとおり、10月に入りますと、簡易書留で各個人のところに数字が行きます。12桁の個人個人の通知カードが行きます。そこに同封されているのが個人番号カードの申請書と返信用封筒、個人番号カードというのは自分の写真を張って免許証みたいな形で証明書になるというものでございます。それが同時に皆さんのところに送付されるという部分でございます。写真を張っての個人番号カードを申請する方については、郵送かオンラインによって申請すると。平成28年の1月から役場の窓口のほうに通知をもらって取りに来るというふうな形になろうかと思えます。

皆さんお手元のほうに参考資料で国のほうから出されておりますマイナンバーの冊子が参考として今回お配りしてあります。それ見るとマイナンバーの流れがよくわかるのかなと思ひまして、それを参考程度に皆様のほうに配らせていただいております。再交付の部分での手数料を国のほうで、当初は無料ですけれども、再交付の場合は通知カードの場合は500円いただきますよ、それから写真つきのカードの再交付につきましては800円いただきますよという手数料を定めるものでございます。マイナンバー法が施行されるのが今年10月5日からになりますので、法自体はもっと前にできておりましたが、施行が10月の5日からということで、この条例の施行日を10月の5日というふうにさせていただくものでございます。

それでは、議案第37号のほうに移らせていただきます。5ページになりますでしょうか、町の個人情報保護条例の一部改正でございます。これもマイナンバー法が施行されることに伴ひましての個人情報の一部を改正しなければならないというものでございまして、今ほど申し上げたとおり、施行日は10月の5日でございます。それに伴ひまして、特定個人情報という言葉が出てきます。個人情報というのがあられるわけですね、大枠として。その中で12桁の番号がついていくものは特定個人情報と言われるものでございます。特定個人情報とまた個人提供等の記録について、通常の個人情報よりも厳格な保護措置、そういうのが定められております、このマイ

ナンバー法に。より厳しく個人情報漏れないようにといたしますか、そういう形での保護するためのマイナンバー法でそういうふうに定められておりますので、町といたしましても、個人情報保護条例に特定の個人情報に関する特則を設けまして実施いたすものでございます。

中身についてご説明申し上げます。資料ナンバー3、8ページの裏でしょうか、真ん中ほどに、新しい方もいらっしゃいますけれども、新旧対照表の見方おわかりになりますでしょうか。新のほうを見ていただきたいと思っておりますけれども、3節の2ということで、特定個人情報に関する特則を設けます。追加になります。特則を設けまして、その中に35条の2、用語の定義をまず追加いたします。はぐっていただきまして、1号から4号まで用語の定義がそこに載せております。

それから、35条の3、その上のほうに利用の制限ということであらわれておりますけれども、これが35条の3、これを追加するものでございます。これにつきましては、目的外利用を禁止しますよと、端的に言いますと、そういう内容が載っております。

それから、35条の4、提供の制限ということで、これにつきましては生命、身体、財産の保護のために必要のある場合というふうに制限を加えていきますよということでございます。

それから、35条の5、その下になりますけれども、任意代理人による開示請求の追加でございます。そこであらっているのは、情報提供等の記録については利用停止請求自体認めませんよというのが、そのガードのかかっている部分でございます。それから35条の6、適用制限の、これまた追加でございます。内容につきましては、かいつまむと情報提供記録等を事案といいますか、事案の移送は認めませんよという部分であらわれています。役場で言うと町部局と教育委員会でございます。その中でも事案の移送を認めませんよという部分でございます。

それから、手数料の追加ということで35条の7、手数料関係の追加でございます。減額とか免除しますよという部分でございます。

それから、その下の35条の8、これは任意代理人による訂正請求の追加をうたっている部分でございます。

それから、35条の9につきましては、訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先の追加という部分でございます。これは情報提供等の記録で訂正があった場合、情報提供者等に通知していきますよという部分でございますし、35条の10につきましては、利用停止請求の事由等ということで、長たらしく書いてありま

すけれども、これにつきましては特定個人情報につきましてはということで、利用制限に対する違反、それから収集制限、管理制限に対する違反、ファイル作成制限に対する違反、それから提供制限に対する違反、これは利用停止請求を認めますよという部分でございますし、もう一つ情報提供等の記録については利用停止請求を認めませんよという部分をうたっているものでございます。

いずれにしても、今回の追加の一部改正でございますけれども、マイナンバー法にあわせて適合させるといいますか、町の個人情報保護条例の中で追加をして、今回のマイナンバー法に適合させた条例の追加を行っていくものでございますので、よろしくお願いいたします。

産業振興課長（渡辺 仁君） 続きます、議案第38号 田上町国営土地改良事業負担金徴収条例の廃止についてでございます。

9ページをおはぐりください。こちらに議案第38号ということで載っております。

10ページのほうに田上町国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例ということで、この条例は廃止するということでございます。これについては国営新津郷地区土地改良事業、昭和47年から平成元年までの17年間行った事業でありまして、償還期間が平成2年、翌年からになります、25年間で昨年の26年度で償還が終了したということで、廃止をお願いするものでございます。

ちなみに主な事業といたしましては、大秋、覚路津両排水機場の整備、車場用水機場の整備、水田用排水機場の整備、それと幹線排水路の整備、パイプライン等の整備ということで、主な事業ということでございました。

ちなみに田上町の部分で言うと、提案理由のところ町長申し上げましたけれども、総額で17億1,000万円ほど、そのうち町の負担が2億2,200万円、国・県・町の合計で4億7,800万円ほどになってございます。総体では旧の新津市、小須戸町を合わせまして177億6,600万円ほどの事業ということでございまして、全て終了したため、今回条例を廃止させていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 条例の関係で説明いただきましたが、質疑のある方どうぞ。

13番（泉田壽一君） 個人情報の関係で再交付手数料と番号カードの再交付手数料のがありきで、紛失ありきで出ていますけれども、紛失して第三者に紛失したのが渡ったときに考えられる不安要素と言いますか、懸念されるものはあるのですか。人手

に渡って悪用されるとか、想定されるものありますか。

総務課長（今井 薫君） 特に写真入りの部分のお話だと思いますけれども、免許証みたいなものが本人の希望によって1回目は無償で請求されれば国のほうから役場の窓口を通してくるわけでございますけれども、番号についてはその辺、大事にしてもらいたいと思いますけれども、落としてもそれを拾って何か悪用するというものは今のところ私もよくわからない部分です。番号の中に情報が入っているわけではありませんので。これから番号を使っていろいろな住民記録、個人の部分で12桁の番号を振っていくわけですので、その番号が、人に自分の番号が漏れたりしても別に余り、民間の方々特にそうなのですけれども、当然私の事業といいますか、当然給与のほうにも自分の番号を届けて番号を入れてもらって、個人情報になるというふうに思いますけれども、だからどうしたという、私も悪用とかわからないのですけれども、確かに免許証みたいな形での証明書になってくると、ちょっとこれ問題があるのかなと、800円の方の自分の写真がついている部分で、それをなくされるということは、それ悪用される場合はちょっと考えられると思いますけれども、番号のカードだけであればそんなに影響はないのかなと思っております。写真がついたのはなくされるとやっぱり悪用される可能性もあると思います。

13番（泉田壽一君） 何でそういうことを言うかということ、最近だんだんそういうカードの偽装といいますか、技術力が上がったというか、入管のビザまでが違法に作られて、実際事例として私の近間にもあったのだけれども、警察が見たけれども、全く偽物とわからない、本物であるか偽物であるかわからないという、そういう偽物を作る技術そのものが発達してしまって、写真の張りかえ、その部分が我々の想像を絶する、こういうようなところでやられている事例があるのです。ですから、写真が張りかえられて成り済ましということも十分に懸念されるので、そうなった場合に予測されるものは何かあるのかなということでお伺いしたのであって、悪いことを考えるやつはとにかく悪いことを考えているので、今後どういう事例が出てくるかということ、想像の外かもしれませんが。例えば銀行の預金通帳なんていうのは新しく新規に作るというと、銀行の預金通帳振り込み詐欺の連中に転売するといいますか、そういう関係があるものですから、最近是非常に厳しくなりました、そう簡単に次々と口座を開設できないようなシステムになっていますよね。ですから、これらも含めてそういう関連とは別かもしれませんが、懸念されることがないのかなということでお伺いしました。

それと38号のほうの国営事業の関係、新津郷の。これ覚路津というのは随分早く

て、大秋の機場というのは覚路津の機場から、私の記憶では10年以上、15年ぐらいおくれて大秋の機場はできたのではないかなという気がするのですけれども、10年以上の違いがあると思いますけれども。

覚路津というのは新潟三条線、要するに信濃川の右岸を下がっていきまして、小阿賀野川の下、小阿賀野川の出口のところの右側の角目のところに覚路津の機場がありまして、大秋というのはそのずっと上の堤外地といいますか、信濃川の堤外地のほうでゴルフの練習場があるすぐ向かいのところにできた、大秋はあれは随分最近、大秋の機場はどうでしょう、完成してからまだ10年たっていませんよね。五、六年ぐらいでしょうか。大秋はずっと新しいですよ、できてから。時限的にそうやってやっていったら、全部同時で工事がされたというような説明からすると受けるのですけれども、その違いがあるのではないかなと思うのですけれども、その辺私の勘違いでしょうか。

産業振興課長（渡辺 仁君） 泉田委員のご質問にお答えいたしますが、まず大秋の排水機場は泉田委員がおっしゃるとおり、ゴルフ練習場の反対側、白い建物になりますけれども、あれもこの事業で、前からあったのですけれども、今の形に直したというのはこの事業で全部やっていますので。私も竣工の年月日までは控えてはこなかったのですけれども、できてから25年以上。ですので、今電気設備というのが最新のものでいけばデジタルなのですけれども、まだメーカーとかああいったのがみんなアナログで、今回また国営で事業やりますけれども、それでその部分は更新する予定でございます。ですので、覚路津の排水機場は今度そこからまたずっと下へ下って行って酒屋に入る手前、500メートルか1キロぐらい手前にある右側ののが覚路津の排水機場で、あれも同じようにこの事業で更新したものでございますので、でき上がったのも47年から元年の間ですので、両施設とももう25年以上は経過しているところで、もうガタが来ているということで、今回また国営で30年からやり始めるということでございますので、よろしく申し上げます。

13番（泉田壽一君） そうしますと、私の勘違いというか、覚路津の機場というのは元と同じ場所のところでやって、大秋の機場は場所動いた。だから大秋のほう場所動いたから新しく全部なって、時限的に相当な違いがあるなと私認識しているのですけれども。覚路津は合流点の上のほうに覚路津の集落の外れのところにあるのが、それがそのまま昔のもとの様式、あれはさつき野からあの一带、それから大秋ののが新津の古津のその一带ののが全部大秋のほうに出るし、覚路津のほうは小阿賀野川の内側の旧新津市街から全てののが覚路津へ出るわけですよ、排水が。だ

から場所的に変わって、私にすれば大秋というのは随分新しい建物で建っているからそう思ったのですけれども、前から引き継いできたものの改修ということの場所が移転した、それらも含めた経過で、前のやつからずっと来ているということの、そういうことの説明なわけですよ。私は場所動かして新しくそれをやったから、そこから事業が始まったのかなと考えたものですから、随分10年以上、15年ぐらいの違いがあるのではないかなと、そういうふう考えたので、わかりました。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

なければ、条例の関係は質疑を終わりたいと思います。

続きまして、予算の関係でございますが、議案第39号、40号、42号を一括でまた説明をお願いしたいと思います。

総務課長（今井 薫君） では、議案第39号、11ページをお開きいただきたいと思えます。

平成27年度田上町一般会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,781万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,618万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうから説明を申し上げます。16ページをお開きいただき、そこから説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

12款分担金及び負担金関係でございます。1項負担金、2目の衛生費負担金4万4,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄に書いてございますけれども、医療費の助成の対象人数が増加しているということで、障害児の関係でございます。

それから、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金で67万2,000円の追加でございます。これにつきましては、条例の一部改正のときにも話ありましたけれども、低所得者保険料軽減負担金ということで、0.5から0.45の分でございます。国が2分の1、県と町が4分の1ずつでございます。対象人数は384人と聞いております。

それから、2目の衛生費国庫負担金では22万9,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、医療費の助成でございます。未熟児の関係で医療費の助成で、これも負担は国が2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

同じく2項の国庫補助金関係であります。2目の民生費国庫補助金2,171万5,000円の追加でございます。内容につきましては、節のところをちょっと見ていただきたいのですけれども、社会福祉費の補助金関係と、それから児童福祉費の補

助金の関係でございます。金額を申し上げますと、社会福祉費のほうは臨時福祉給付金事業の補助金でございます。これが1,679万5,000円。内容につきましては、ご存じのとおり臨時福祉給付金、今回は1人6,000円ということで、対象者が2,200人だそうです。対象者は町民税の関係で均等割が課税されない人、低所得者でございます。それから、児童福祉費の関係では、子育て世帯の臨時特例給付金のご関係でございます。これ1人3,000円で、対象人数が1,320人。これは児童手当をもらっている者全てが対象になります。

ページ移りまして、15款県支出金のご関係でございます。1項県負担金、1目民生費県負担金で34万1,000円の追加です。これにつきましては、説明欄に記載いたしておりますけれども、民生委員の推薦会のご関係で5,000円、それから低所得者保険料の軽減負担金、先ほど国のほうで申し上げましたけれども、今度県の4分の1ということで33万6,000円でございます。2目の衛生費県負担金のご関係で11万4,000円の追加です。これにつきましては、医療費の助成ということで4分の1の部分であります。

それから、16款財産収入のご関係は、1項財産運用収入、1目の財産貸付収入ということで372万9,000円の追加でございます。これにつきましては、今役場の前の土地6,000平米ほどなのでございますけれども、県のほうに4月1日から1年間お貸ししております。内容は土を積んでありますけれども、下条川の改修をやっているということで、その土を持ってきて、それまた使うのだらうと思っておりますので、町の土地をお貸ししているということでお願いをします。

それから、18款繰入金のご関係で、財調のほうに繰り戻す金額が1,216万2,000円、それから減債基金のほうには3,500万円を戻すというふうな形になりますので、お願いいたします。

それから、はぐっていただきまして、20款諸収入、雑入のご関係でございます。250万円お願いするものでございます。これトンネルといいますか、説明欄を見ていただきたいと思っておりますけれども、コミュニティ事業のご関係で、例の宝くじのご関係でございます。総会では地区のほうでは五、六件上がったと思うのですけれども、本田上の地区の公民館の今回はカラオケだの、いい言葉で言うと備品というのでしょうか、カラオケセットだのテレビだのエアコン、冷蔵庫をそろえるということで250万円でございます。トンネルになりますので、よろしく申し上げます。

以上、歳入終わりです。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 続いて、歳出のほう。

議会事務局長（中野幸作君） それでは、19ページの歳出でございますが、1款議会費、まず最初に1節の報酬でございますけれども、議員報酬10カ月分を減額しまして、委員長報酬10カ月分追加というものでございますが、これは定例会初日の委員会条例の改正によりまして、広報対策特別委員会が広報常任委員会に移行したことによるものでございます。委員長報酬が月額5,000円アップするというものでございます。

3節の職員手当の中で議員期末手当1万円がございますけれども、それもこの関係のものであります。それ以外は全て職員の人事異動の関係によるものでございます。

以上です。

総務課長（今井 薫君） 続きまして、その一番下になりますけれども、2款の総務費の関係で1項総務管理費、一般管理費で減額の284万4,000円でございます。これにつきましては4月1日の人事異動に伴うものでございます。

はぐっていただきまして、5目自治振興費の関係でございますが、250万円。先ほど歳入のほうでお話ししたとおりでございます。

それから、10目の少子化・定住対策費ということで減額の517万9,000円でございます。これは平成26年度の3月議会でダブルで計上になっておりますので、27年度分を組み替えといいますか、落とさせていただくというものでございます。後で繰越明許費の中で、新しい議員の方もいらっしゃいますので、その中で若干事業名の説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

産業振興課長（渡辺 仁君） 続きまして、27ページまでおはぐりいただきたいと思えます。中段にあります6款農林水産業費、1項農業費、4目水田農業構造改革対策事業費ということで、先ほど総務課長がおっしゃったとおり、これも水田農業構造改革対策事業2,880万円の減額をお願いするものでございまして、3月に補正させていただきました地方創生先行型の事業に組み込みましたので、今回減額をさせていただくというものでございます。

続きまして、その下7款1項商工費、2目商工業振興費、商工業振興事業ということで579万2,000円お願いするものでございまして、これについては本田上工業団地に進出した（株）柳生田製作所、こちらが昨年6月4日より操業をいたしましたので、本田上工業団地工場設置促進条例の中で優遇措置ということで奨励金を支払うということで、土地家屋償却資産の固定資産税相当分をこれから3年、27、28、29年分奨励金として支出するための補正でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 続きまして、8款土木費、3項都市計画費、3目の下水道対策費でございますが、補正額164万7,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計への繰入金でございますが、内容につきましては職員の人事異動によるものでございますので、下水道のところでご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 次、説明してください。

地域整備課長（土田 覚君） 続きまして、33ページをお願いします。議案第40号になります。田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ164万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,975万3,000円とするもので、その内容につきましては4月の人事異動に伴う人件費及び手当、共済費の減額をお願いするものでございます。

詳細を説明させていただきます。38ページになります。歳入でございますが、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金でございますが、減額の164万7,000円でございます。これは一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

1ページはぐっていただきまして39ページでございます。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございますが、減額の164万7,000円の減額をお願いするものでございまして、説明欄に書いてあるとおり、2節の給料、職員手当、共済費、全て4月1日の職員の人事異動によるものでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

続きまして、52ページをお開き願いたいと思います。議案第42号、田上町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、当初予算第3条に定めた収益的収入の水道事業収益予定額を25万円増額し、2億5,141万7,000円とする補正、収益的支出の水道事業費用予定額を299万3,000円増額し、2億7,125万5,000円の予定額とする補正、及び当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費を299万3,000円増額し、2,089万4,000円とするものでございます。その主な内容につきましては、4月の人事異動に伴う人件費及び手当、法定福利費、引当金繰入額の増額をお願いするものでございます。

詳細に説明させていただきます。1ページおはぐりください。収益的収入及び支出でございます。収入でございますが、1款の水道事業収益、2項営業外収益、5目の他会計補助金でございますが、25万円の増額をお願いするものでございます。これは一般会計補助金ということで25万円の増額をお願いするもので、これは主に

人事院に沿ったことをございますが、中身は児童手当分を一般会計からいただくということになりますので、よろしくお願ひします。

支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用、2目の総係費でございます。補正額299万3,000円の追加をお願ひするものでございまして、1節、2節、5節、40節、41節、全て職員の人事異動に伴う補正でございますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

総務課長（今井 薫君） 最後ということで、報告第1号の57ページの裏をお開きいただきたいと思ひます。

繰越明許費の関係で若干ご説明を申し上げたいと思ひます。表の見方といたしましては、款項、それから金額というふうな形で翌年度の繰越額というふうな形で載っております。

まず、総務費の関係でございますが、当然事業名はおわかりになりますので、金額と内容を申し上げます。総務費の関係で、これは円単位で載っておりますので、よろしくお願ひいたします。1,525万9,000円でございます。事業の内容でございませけれども、きのうも若干総合戦略の話をさせていただきましたけれども、総合戦略の策定ということで875万8,000円ほどでございまして、あと総務費の関係では田上子育て応援米というのが80万1,000円でございます、あと出会いのサポートということで170万円、それから新婚世帯の家賃支援事業の補助の関係で200万円、新婚子育て世帯向け住宅の取得の利子補給の関係で200万円、合わせますと1,525万9,000円でございます。

それから、衛生費の部分でございませけれども、それにつきましては1,294万9,000円ということで、妊産婦の医療費の助成の関係で151万円、それから妊産婦健診の関係で791万9,000円、それから乳児といひますか、乳児の育児用品の購入の助成ということで312万円でございます。

それから、農林水産業費の関係では、今ほど渡辺課長も申し上げましたけれども、2,880万円、これは転作の関係となっておりますし、あと商工費の関係でプレミアムつきの商品券の委託料ということで、これが1,300万円、そしてあさってから売り出すということの旅行券の関係で800万円、以上を合計しますと、7,800万8,000円でございます。

一応こんな内容ということでご承知おきいただきたいと思ひます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 議案第39号、40号、42号の説明終わりましたので、

質疑のある方、どうぞ。

2番（笹川修一君） 減額金額で一番多いのは農業費ですね、2,880万円、それについては逆に農家が非常に困っている。事業に対してはいいのですけれども、それについてはコメが非常に下がったりもろもろしています。それについての補填なのか、それとも逆に今後は田上ということでコメだけではなくて、田上の農家が生き残るためにどうするかという基金というか、それを明確に、今すぐ何をするかというのは出ていないと思うのですけれども、今後についてそういう基金というか何かあったときに、何も原資がなければ動けませんので。私農協に聞いてもなかなか農協はそういうことはまるっきり出ていないのです。田上独自として田上の農家を生かすためのそういう政策が必ず必要になってきますし、また道の駅とかもろもろ、田上ブランドというのがありますので、ですからその2つ、この金額大きいものですから、それを踏まえて今現にやるのか、それとも将来に備えて、TPPもありますから、将来に備えて基金として、農業のために使う基金としてやっていくのか、そちらのほう、方向性、金額についてそちらをちょっとお伺いしたいと思います。お願いします。

産業振興課長（渡辺 仁君） 笹川委員のご質問にお答えします。

これは組み替えでございますので、落ったわけではございませんけれども、確かにコメの値段も下がっているということで、国の対策に乗っている方は今のところ積み立てして、コメの値段が下がったときには自分の分も合わせて月割り分が戻ってくるということでございまして、町としては2,880万円にしたというのは随分前からこのぐらいの金額を農業者に、転作をやった方については支出しているということで、近隣では余りこういったのをやっているところはないということでございまして、プラスアルファにはなっていると思いますけれども、確かにこれ以上コメの値段が下がったときにはどうするのかということを見ると、将来的には何か策を考えないといけないのかもしれないかもしれませんが、あくまでもコメの値段だけで捉えれば、やはり最終的には町長もおっしゃっていますが、国が面倒を見るべきだろうというところもございまして。ですので、町で対応できる部分是对应いたしますけれども、本当にコメの値段が下がってきて、国が言うように所得倍増なんていう前に所得が半減するような、そういうふうにもなっておりますので、そういった部分もひっくるめて考えていかなければいけないのかなと。基金の部分はどうするかというのも含めて頭の中に入れていきたいと思っております。

以上です。

5番（今井幸代君） 1点だけお聞きしたいのですけれども、新婚世帯の家賃支援事業、非常に好評の声もいただいて申し込みされる方も増えてきていらっしゃるかと思うのですけれども、現在申し込みされていらっしゃる新婚さん何世帯ぐらい今いらっしゃるのか、現状の数字を教えてくださいたいと思うのですが。

（委員長、すみません。ちょっと今資料がないので、後でお答え申し上げますの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

なければ質疑を終わりたいと思いますが、今の件来るまで休憩します。

午前9時52分 休憩

午前9時56分 再開

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 再開します。

総務課長（今井 薫君） 先ほどの今井委員のご質問ですが、今のところ10件。

（今年ですかの声あり）

総務課長（今井 薫君） 直近の状態です。

5番（今井幸代君） 今10件ということなのですけれども、過去申請された方で例えばそのまま新規で住宅取得された方とか、その辺の動向みたいなのか何かあったりとかありますか、もしわかれば。

少子化対策推進係長（泉田健一君） 過去の方の中で住宅を取得して出られたという方いらっしゃいますけれども、町内に残られた方はいらっしゃいません。大体出られる方につきましては、町外のほうにやむを得ず仕事の事由であったりとか家庭環境、お子さんが増えたとかという事由によって、今のアパートでは手狭になり、町内に適当なアパートが見つからないで出られたという方がほとんどでございます。今回おひと方につきましては町内にはいらっしゃるのですけれども、支給期間が完了しましたので、今回の対象からは外れた方もいらっしゃいます。

4番（皆川忠志君） 先ほど総務課長のほうから本田上のコミュニティ助成事業助成金250万円ということで、価格とか言ったのだけれども、空調が主ですから。その辺もあるのですけれども、これ財団法人ですか、生命保険とかいろんな団体が自治会にいろんなものをいかがですかというようなダイレクトで自治会のほうへこういう補助金があるのだみたいな話に来るやに聞いておりますけれども、町としては金を使わないのが私は一番ベターだと思うのですけれども、こういう財団法人というか、一般社団法人というか、そういう特殊法人のようなそういう団体がやっているのを、

もう少し町民の皆さんに開示するというか情報提供するというか、そういう考えと
いうのはありますか。

総務課長（今井 薫君） 区長さん方は100%知っています。知っております。

4番（皆川忠志君） 知らないのは役場だけか。

総務課長（今井 薫君） 役場も知っております。実際区長さん同士の中で情報が流れて
いまして、セールスも行くのでしょうけれども、いろいろ申請書面倒くさいので
す、中身がいろいろ。そういうのはみんな作ってくれるという話もしていますので、
横のつながり区長さんみんな、来年うちも頼むわということで1回限りなのかどう
か私わかりませんが、先ほど説明のときに申し上げましたけれども、五、六、
行政区の数にすると、そのぐらいの申請が今回上がって、たまたま本田上さんが当
選したという形になりましたけれども、地区の方々、区長さんみんなご存じでござ
います。

以上です。

4番（皆川忠志君） 言いたいのは区長さんが知っているからということではなくて、
区のほうにそういう手続というか、そういった話を聞くと面倒くさがるので。そ
れは皆さんのほうがプロですから、もしそういうサポート、金も使わないでほかの
ところから金をいただくというのは、今ほど町長のほうから国が財布のひもがかた
いという話もあったので、そういうところで金が回っているところがあれば、ぜひ
協力していただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

13番（泉田壽一君） 先ほどの新婚とか子育て、この事業そのものについてではなくて、
一般財政延長上の関係なのですけれども、田上には町営のアパートというか、雇用
安定住宅とか対策住宅とかありません。三条の旧下田へ行くと建ててありますし、
新婚向け及び先ほど言ったように泉田係長から子どもができて家族が増えたから出
て行った、そういうことが事例にあるのであれば、家族向け、子どもがいて4人、
5人で住めるような、対応できるようなものとか新婚向けとか、田上周辺ののを見
ていると、経営大学の関係のせいか、どうも学生の関係のアパートというかワンル
ームがほとんどではないかと。家族向けというのが見ているとあるのは、田上駅前
のところがある分だけ、あと羽生田の駅裏のところまで3棟のうち1棟が家族向けぐ
らいで余りないです。そういうのというのは、少子化対策というのは総合的な戦略
の中で考えなければ町の単独ではなくて、厚労省から金が出て、雇用安定対策とか
何とかで作ることも今の時流では難しいかもしれませんが、人口減少対策と
かそういう項目の中のもろもろでやっていったら対応すれば可能なのではないかと

思うのですけれども、そういう部分の発想というのは考えというのは基本的に持っているのかどうか。

総務課長（今井 薫君） 大変いいご意見といたしますか、いただきました。町長も前々からアパートがないのだよと、アパートがあれば入ってくる者いっぱいいるというふうに町長も話はしております。それで最近の情報だと出雲崎で2億円出してひまわりハウスですか、ああいうの作られて、大変なことをやっているなと思って私も見ているのですけれども、私も町内の業者に例えばですよ、まだ話はしていないのですけれども、今言った单身向けのアパートではなくて、家族で住めるような出雲崎もそうですけれども、子ども部屋があってという話で民間活力も利用していかなければいけない。町がやるなんてよっぽどでないと思ってしまうので、民間に、ワンルームに例えば何十万円の補助、10世帯入れるようなアパートにすれば、何百万円の補助、限度額を設けるようにして、そういう形で民間業者田上にそんなに多くありませんけれども、そうやってアパート建てている業者さんがいますので、そういうところに話を持っていった場合、受けてもらえるかどうかわかりませんが、そういうのも考えております。一つの手法として。今泉田委員が言われた本当にこれから人口減っていくわけですので、特に若者の定住云々というふうな、とどまるかどうかわかりませんが、加茂千刈あたりにアパートできればすぐ人が入ります。そういう形で町内ではそういう家族で入れるようなアパートがございませんので、そういう方だと新しいアパート、新しい建物というふうな形で移動していくのでしょうけれども、田上そういう新しいものがないということで、私もそう思っていますので、それも今回の戦略の中にひとつ一石を投じてその検討もさせてもらいたいと思いますので、大変どうもありがとうございました。

13番（泉田壽一君） 今民間という話がありましたけれども、私は民間と民間の中でも、固有名詞はいかがかと思うけれども、やはりそういうのを専門にやっている大東建託のレオパレス21、すごいですよね。田上にはないですけれども、周辺においては。すごい建ち方。それらは一般の今までの民間の建てたのというのは騒音というか音の遮断問題、やっぱり構造上で。遮へい性が悪い。隣の音が聞こえる、2階の音が下に聞こえる、そういう建築のものが町営アパートとか公営アパート、建て方そのものが安く上げようという基本姿勢で設計して建てるのと、そういうのをしっかりと守って建てようというのは基本的に建築コストも違いますし、民間になるとどうしてもその採算性を考えるなら設備投資というか、例えば資本とか抑えます。そうすると入る人にどうしても問題点が出てくる。だから民間のそういうところには

なかなか入らない。だから採算性を考えて利潤を考えるとどうしても民間と話をしても無理があるのではないかと思いますよ。そこで公共の場合は、そういう音の遮断性とか遮音性きっちりやれるという、採算性を二の次にして人口減少対策、全てのそういう総合的な戦略の中から出てくる目的がそちらにあれば、家賃補助をしたりいろいろ支出して出しているわけですから、採算性としてはやはり公共の社会性、ボランティア、奉仕ということからいけば、採算性は二の次にしてやっていけないのではないか。だから、町が主導して公営、町営ののが必要なのではないかというのが基本的に私の考えの中にあるのです。今町の説明だと民間とタイアップという、そのギャップが解決しないと思います。

町長（佐藤邦義君） 今少子化、町は今人口減少をとめようということで、働く場の確保ということで工業団地誘致ということで考えているわけですがけれども、同時に今問題になっているやっぱり住居の問題は当然しなければいけないだろうと思っています。町で建てたらどうかというのはかなり莫大な金になるので、今の泉田委員の提案のように国のほうでそういうものがあるのかどうか、検討しなければいけない時期に来ていると思うのです。今コンパクトシティとかいろんなこと言われているから、そういう住宅もだんだんこちらのほうに建設するようになると思いますので、すぐとはいきませんが、十分研究して対応しないと、かけ声だけで企業来てくれと言っても、住むところがないと言われると、これも大変なことになりますので、今後の課題として総務課長から一生懸命考えてもらいたいと思っています。

13番（泉田壽一君） 前向きに考えてもらって、先ほど総務課長が出雲崎もそうやってやっている、出雲崎は県の産廃処理場の関係があって、いろいろ県とのやりとり、公的な金を上からうまく持ってこれるルートが、それが原点としてあるものですから、原資が確保できるとか、そういう状況にあるわけですがけれども、田上の場合には何とかその辺をうまく見つけて、全額町で単独事業で町の町単でやろうといたら、とても金がありませんので、やはり相当上から持ってくる方法論何かを見つけないと、今ほど町長、総務課長が言われたことだということでございますので、よく検討していただいてそういう方向で模索していただきたいということを最後に申し上げます。

6番（椿 一春君） 関連してなのですが、きのうの土地開発計画の関係で、向こうの新潟市との連携ですとか、あと住宅地をどの辺に持っていくとか、将来ビジョンに目掛けて住宅を建てる場合やはり農振もあるし、やっぱり具体的計画がないと外せないというのも事実なので、町のほうで将来こういうふうな計画をする

から農振については外すのだというふうな、前もって県のほうに行っていていつでも受け入れられるような準備を整えていく時期ではないかなと思うのですが、そういったことについてどうか、ちょっとお尋ねします。

地域整備課長（土田 覚君） お答えします。

本当は答弁になっているかどうかわかりませんが、きのう来お話ししているとおりでございまして、マスタープラン上は将来はそういう住居系になるのだろうということで位置づけています。ただし、ある反面逆のほうでは、農地を守るということで農振農用地という網がかかっている。やはり今椿委員がおっしゃるように、要は町のほうで誘導していけというまさにそのとおりなのですけれども、問題は本当はそういうふうには当然人口がこの間もいろいろなお話をして人口が減ってくれば、駅を中心としたコンパクトシティということで運営していくわけですが、普通の場合でございまして、本当は例えば町なり、例えばいろんな土地開発組合だとかいろんなのがタイアップして、例えば一斉に買い上げて土地区画整理組合なるものを、例えば町がある程度出資したり、いろんな不動産を入れた中で一つのものを作って、みんな買い上げて売買していくというふうにやっていたら、そういうことも可能なのですけれども、なかなかやっぱり土地を動かすことの誘導というのは、今の現状ではなかなか何町歩もあるところを、例えば町ですけれども、町が全部買って造成してみんな売りさばいて、その間には道路も作りましょうなんかというふうなことが、果たしてそうなることができるかどうかという部分もございまして、例えばさっき出ましたけれども、出雲崎のほうでは町営の住宅団地を造成して売るなんていうようなこと、そういう計画があればもともと用途の色を住居系に塗ったというふうになると思うのですけれども、この間からもお話ししているとおり、403号線バイパスが開通しまして、ある程度の人間の流れとかそういうものがどんどん、どんどん変わってきます。そうした中でその状況を踏まえた中で町も用途系とかそういう用途等を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございまして。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 今日付託案件審査でございまして、余り少子化対策に踏み込んでしまいましたが、今の課長の答弁ぐらいにしておきましょう。

それではほかに質疑がなければこれで終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、付託されました議案の討論、採決をしたいと思います。

最初に、議案第36号、討論のある方。

なければ、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

次に、議案第37号、討論のある方。

なければ、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

次に、議案第38号について、討論のある方。

なければ、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

次に、議案第39号、討論のある方。

なければ、議案第39号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

続きまして、議案第40号、討論のある方。

なければ、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

最後に、議案第42号、討論のある方。

なければ、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

それでは、これで付託されました議案の関係は審査を終わりたいと思います。

委員の皆さん、ちょっと休憩をした後に請願の審査をお願いしたいと思いますが、最後に町長ご挨拶の中でも言うておられました農協のスタンドの関係を。

地域整備課長(土田 覚君) 貴重なお時間をいただきまして、面倒な話がございましたので。委員長の許しを受けて報告させていただきますが、きのうのお昼少し前に新潟県のほうから、まず一番頭のほうなのでございますが、プレスのほうで、今日の新聞に出てございますが、田上町大字吉田新田地内の事業所跡地におけるベンゼンの土壌汚染というものが急遽町民課と私どもの水道課のほうに入ってきたわけで

ございますが、内容でございますが、事業者が自主検査を行った結果、有害物質であるベンゼンが土壌ガスから検出されたという旨が報告ございました。試料採取日は5月25日でございます。公表は6月18日でございます。検出有害物質の名前でございますが、ベンゼンでございます。検出濃度が0.37から84ということでございまして、検出の濃度の下限値、基準となるものが0.05でございますから、基準値をかなり多く超えた有害物質が土壌ガスから検出されたという報告がございました。

県の対応でございますが、水道事業者、当町におければ町でございますが、水道水源の水質検査の実施を指導したということと、飲用井戸の所有者に飲用指導をした。また、農業用井戸所有者にも注意喚起を新潟県が行ったところでございます。また、新潟県からは土壌汚染の事業者に対して、JAになりますけれども、土壌汚染の確認のため土壌、プレスにも書いてございますが、土壌溶出量検査、要はその物質が溶けて地下水になったときという、溶出量調査等を県がJAに指導したというところでございます。

そのガス調査でございますが、土壌汚染の有無を把握するための調査でございます。有害物質が検出された場合、さらに溶出量調査を行い、土壌環境基準の超過の有無を確認することとなります。

ベンゼンでございますが、発がん性がございます物質でございます。用途でございますが、合成樹脂や染料、農薬、消毒剤等の原材料に使用されまして、ガソリン等にも多く含まれている物質でございます。したがって、新潟県からのものを受けまして、町がどう対応したかというのが次のものでございます。

次のページをおはぐりください。それを受けまして、町では町長、副町長とも協議を重ねまして、飲用井戸等の指導マニュアル、おおむね半径1,000メートルの範囲に周知をするということになってございますので、飲用井戸等の指導マニュアルにより半径1,000メートルの範囲ということでございます。それを受けまして、町の対応でございますが、まず付近の井戸水のみ飲用されている皆様について、即連絡したところでございまして、安全が確認されるまで飲用水として使用を控えていただけないかと。町長と私とお話ししたときは6件だったのですけれども、よくよく精査したところ5件です。半径1,000メートル以内の井戸水だけの人ですね、5件の方がおられます。その方にはお話をしてお話をしして飲用水を職員が配ってございます。ポリ容器というか、三條新聞はペットボトルなんて書いたが、ポリ容器20リットル入りを2つ、40リットルほど配ってございます、飲用水。しばらくの間、その5件の方には町より飲用水を配付したいと考えております。

また、町の水道水につきましては、定期的に水質検査を実施してございまして、また汚染場所より水道水源が700メートル以上離れており、影響がないものと思われませんが、念のため当日即水質検査を行った所存でございます。なお、結果については結果が出次第、ホームページや回覧等でお知らせすることになっております。水道水につきましては、水道水源は坂内医院のところに1カ所、皆さん方から見ていただいた旧羽生田浄水場に1カ所、それから西光寺、水道浄水場のすぐ近くの井戸のところに1カ所、3カ所ございますが、いずれも700メートル以上離れてございしますので、即水質検査を行ったところでございます。定期的でございますが、原水については年に1回、重金属類を含めて39項目を検査してございます。その中にベンゼンというものがございます。また、浄水でございますが、年に4回、各家庭から出ているところの浄水でございます。年に4回、51項目の検査をしてございます。その中にもベンゼンはあります。いずれも今までベンゼンについて基準を超えたことはホームページにも公表してございますが、ございませぬことをここにお話しします。したがって、農協スタンドの土壌汚染がいつから始まったのかというのは私どもでは存じていないのですが、私どもは水道水の安全を負うということで、常々水質検査をしているところでございます。

以上でございますが、なおまた農業用井戸につきましては、産業振興課を通じて原ヶ崎地内に1件ございまして、それらについても周知してございますので。それとこのチラシを半径1,000メートル以内の皆さん方に当日、きのうでございますが、本田上総区、清水沢1区、羽生田総区、下吉田総区、青海、原ヶ崎、1,000メートル以内の地区に当日回覧ではなくて一軒一軒お配りしてございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

13番（泉田壽一君） ありがとうございます。今現状吉田新田丙地内のスタンドでありますけれども、スタンドがこういうふうに長く放置されている結果がこういう事態を生んだということになると、もう一件吉田新田乙地内にもスタンドが放置されておりますので、それが懸念されるわけですので、長いこと放置されていることによって、地下タンクに穴があいたのか、腐食が進んでなったのか、それは想定ですので、事実はわかりませんが、それらもありますので、今後吉田新田乙地内のスタンドもやはりちゃんと対応していかないと、こういう事態が再度発生することが懸念されますので、お願いいたします。

地域整備課長（土田 覚君） あくまでも環境対策の関係でございますので、環境対応の課長もいますので、2人で相談しまして対応していきたいと思っております。

2番（笹川修一君） この内容だと原因というのはまだわからないですし、また今後の対策というか、これは県からだと思うのですけれども、撤去するのかあのままというわけにはいきませんから、これは先般私質問した空き家と同じ内容ですから、空き家になっていて、実際これが類似すると思うのです。今後どういうふうになるかというのが、住民にとって一番不安なこと。そこがまた問題です。それは町がどうかというのではないのですけれども、県のほうから農協のほうとかになると思うのです。それをわかるように注意して行ってほしいなと思います。

よろしくをお願いします。

地域整備課長（土田 覚君） それらについては県のほうから指導していくことになりませんが、環境センターという振興局の下のところにあるところが指導することになります。今の予定でいきますと、先ほどもお話ししましたが、土壌汚染が確認されてございますので、プレスでの新聞報道にもありましたが、土壌溶出量調査を必ずJAがすることになります。それをどういうふうに公表するのかというのは環境センターを通じて私どもに来ると思いますが、それらの情報をもとに今度新潟環境センター、新潟県がJAにどういうふうな指導をとるというふうな形になっていこうかと思っておりますので、私どももその辺十分環境センターに情報提供をお願いして、広報でできることであれば公表したいと思っておりますので。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 状況がまた変わったり情報があれば、議会のほうにも報告していただきたいというふうに思います。

6番（椿 一春君） 関連して。今発生した原因があって、水の配付ですとかいろいろ損害費用をこうむっているのですが、そういったものは町の負担でやると考えているのか、後々JAのほうに請求するという考えなのか、その考えをお聞かせください。

地域整備課長（土田 覚君） 私どものほうの水道については、今のところ被害がないと。問題は今水質検査とかそういう部分が果たして起因者に損害請求ができるのかどうかというご質問だと思うのですけれども、その辺は環境センターとも相談しながら対処していきたいと思いますが、こうなったときにこういうふうに指導しなさいよ、やりなさいという飲用井戸の指導マニュアルもございまして、町は当然井戸水ですから、水道がないわけですから、飲用水は届けなければならないというようなマニュアルを、応急給水しなさいよというふうな指導になってございますので、それらは当然やることにはなりますが、それらにかかる費用は今後環境センター

とも詰めていきたいと思いますが、果たしてJ Aとの損害賠償ができるのかどうかなんていうところまでというのは、今のところまだそこまでいってございませんけれども、やるべきことはやらなければならないということだけわかっていただければと思います。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。これで付託案件は終わりたいと思います。ご苦労さまでした。ありがとうございます。

委員の皆さんは45分まで休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 再開いたします。

それでは、請願審査、再開をしたいと思いますが、今回の請願は1件でございますし、紹介議員の小池議員から来ていただいておりますので、請願の中身について少し説明をお願いをしたいと思います。

14番（小池真一郎君） 午前中に皆さん、大変ご苦労さまでございます。今回今委員長から申しあげましたように、請願1件ございまして、私のほうで紹介議員になってくれということで、これから説明申し上げると言っても文章を読み上げて説明にかえさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、T P P交渉に関する請願書。請願者は、新潟県三条市興野3丁目10番7号、にいがた南蒲農業協同組合経営管理委員会会長、吉田文彦さんから出されております。

それでは、請願内容を申し上げます。

T P P交渉に関する請願。

請願の理由でございます。

T P P交渉については、来年の米国大統領選に向けて事実上の交渉期限が近づくと、米国議会におけるT P A法案の成立如何が大筋合意の焦点となるなど緊迫した局面を迎えています。

4月以降、日米農産物協議に関し、米の輸入枠拡大が検討されているといった報道が相次ぎ、生産現場では、かつてない不安が広がっています。こうした報道の内容で、期限ありきで拙速に妥協することは許されません。

また、わが国農業は、地域の特性を踏まえて、重要品目以外にも様々な農業が営まれており、農林水産物の多くの品目が関税撤廃の対象となるとの懸念が広がって

います。

一方、情報開示に対する政府の対応は、マスコミ報道のみが先行する中で、混乱と不信を増幅させている事態を招いています。

米の輸入枠拡大などをめぐる具体的かつ数値入りの報道が正確でないのであれば、政府は、懸念を払しょくする十分かつ明確な説明を行うべきです。

我われJAグループは、引き続き、国会決議の実現を徹底して求めていくとともに、「食と農を基軸に地域に根ざした協同組合」として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、さらには地域の活性化に向けて、全力で運動を展開していくものです。

つきましては、この請願書にご理解を賜り、地方自治法第99条の規定に基づいて政府に意見書をご提出いただき、強力な働きかけをお願い申し上げます。

請願事項。

米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目を除外又は再協議の対象とすること、国民の暮らしやいのちに関わる食の安全やI S D条項、さらには情報開示について定めた衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること。

以上でございます。

そこで私はわからない部分がありましたので、参考資料としてI S D条項、そして衆参農林水産委員会決議されたものを皆さんのお手元に資料としてごらんいただきたいと思います。衆参の決議では当然のことが1番から8項目に分けて書いてありますが、内容につきましては本当に最もなことを言っているなというふうに私も思いますので、紹介議員としてさせていただきました。

以上でございます。もし皆さんのほうで何か私の答えられる限りで答えたいと思いますので、よろしく申し上げます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

一応説明していただきましたが、何か質問のある方ございましたら、どうぞ。

13番（泉田壽一君） 質問という質問もなく、非常によくわかる話なので。これ請願出すときは締結が近いのではないかとということで恐らく請願文書を作られたのだらうと思います。ですから、期限ありきで拙速に妥協することは許されませんとなっておりますけれども、こここのところアメリカの議会から上院と下院の問題が起きてきて、相当年内は難しいのではないかと、逆な動きになってきておりますので、国内問題と違ったアメリカ議会の動きが違ってくる動きになってきているということであり、日本政府ではその部分においては、逆に早く結論を出してほしいというような、逆の形に今はなっているようではありますが。

それととにかくずっと引き続きやられている重要5品目というのは、これはもうとにかく守るのだということがずっと言われていまして、それに向かって妥協なきということは言われてきておりますので、この中で説明ということが言われておりますけれども、日本は情報開示できないというか、それがTPP交渉に関する中身であって、アメリカの議会では説明したと言いますけれども、また情報を漏えいしたときの責任問題、アメリカの場合は議員辞職にまで値するような、そういう罰則規定と申しますか、あるので、説明ができるけれども、日本の場合はそういう罰則規定が全然ないものですから、国会でも説明できないと。議員に話をすると、その議員がみんなしゃべってしまって漏らすという、その辺のルールの関係があつてできない部分がいろいろマスコミ報道のみが先行すると。マスコミだって本当は聞き取れていないのだから、恐らく想像の仮定の中でだろうで書かれているのではないかと思うのですけれども、この請願に関しては全く妥当であるという、そのものであるという感覚で受けとめておりますので、質問でも何でもありませんが、今までの経過、ずっと見てきた私どもも政府の方針また流れ、経過、それから農家の立場、全てわかっておりますので、それらを見た中で納得だという考えでおりますので、質問にもなりません、私の考えと申しますか、一端を述べさせていただいたということでお願ひします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） どういうふうに交渉が流れているかというのは、さっぱり私自身もわかりません。

4番（皆川忠志君） TPA法案も今回アメリカに否決されたばかりで、これが可決になるかどうかという点はまだ読み取れないということもあつて、非常に難しい状況なので、時期的にはだから今が一番いいのかもわからないというふうに思います。

13番（泉田壽一君） 全く問題ないのではないですか。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） これは、ちなみに全国的にJAは出しているのでしょうか。

14番（小池真一郎君） 私のところに来たときは、担当者はそのような話で、今回は全国にこれは出しますという話でありました。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 特に問題がなければ、この請願については採択ということによろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） この請願については、当委員会では採択というふうに決したいと思ひます。

続いて、意見書。

書記（渡辺真夜子君） TPP交渉に関する意見書（案）。

TPP交渉については、4月以降、日米農産物協議に関し、米の輸入枠拡大が検討されているといった報道が相次ぎ、生産現場ではかつてない不安が広がっています。こうした報道の内容で、期限ありきで拙速に妥協することは許されません。

また、わが国農業は、地域の特性を踏まえて、重要品目以外にも様々な農業が営まれており、農林水産物の多くの品目が関税撤廃の対象となるとの懸念が広がっています。

一方、情報開示に対する政府の対応は、マスコミ報道のみが先行する中で、混乱と不信を増幅させる事態を招いています。

米の輸入枠拡大などをめぐる具体的かつ数値入りの報道が正確でないのであれば、政府は、懸念を払しょくする十分かつ明確な説明を行うべきです。

このため、TPP交渉が最終局面を迎えている中、以下の点について、政府に対して強く要望いたします。

米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目を除外又は再協議の対象とすること、国民の暮らしやいのちに関わる食の安全やISD条項、さらには情報開示について定めた衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣（TPP担当大臣）。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 先ほどと同じような、特に変わったような部分もないと思いますので、採択されればこの意見書案で出したいと思いますが、いいですね。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） そういうことで請願の審査は終わりたいと思いますが、いいですか。

（はいの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

午前11時00分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成27年6月19日

総務産経常任委員長 熊 倉 正 治